慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	合衆国予算決算制度の改正
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.4 (1923. 4) ,p.497(1)- 518(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19230401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニ・トルラア作
黒田禮二譯

表現派代表戯曲
轉變

獨逸表現派の奇才エルンスト・トルラアは革命的な情熱と豊かな詩想を持つ天才である。歐洲大戰が齎した慘苦を痛感した彼が戰爭を呪ひ、軍國主義を否定して、自由と平和と世界同胞の理想に燃ゆる社會革命劇がこの戯曲『轉變』である。表現派の代表戯曲として全歐洲に謳はれたこの傑作は黒田氏の飜譯によつて邦譯され、美装を凝して出た。表現派の藝術を知らんとする者の必讀の好著である。

最新刊
菊半裁 新装 神原泰装 帙
定價一圓三十錢
送料十二錢

獨逸
黒田禮二著

蝙蝠日記

新しい革命獨逸の苦悶と憂欝と希望とをこのやうに生々と描き得た通信は世に現はれてゐない。表面的な政治的事實に捕はれたり、數字を無意味に羅列したり、新しいことでも價値のない事實を仰々しく並べて得意がつてゐるのとは違つて、著者の深刻な社會心理的觀察と流麗な藝術家的取扱ひとを以て紹介された獨逸は懐しく生動してゐる。『解放』誌上に連載して潮の如き歡迎を受けた本書は出た。

最新刊
背クロース 菊半裁 帙
定價一圓九十錢
送料十二錢

東京神田今川小路 大阪市三休橋南詰 大鐙閣
振替 東京三六三一八 大阪二七二五五
電話 東京九段一三三 大阪南一八〇三

三田學會雜誌 第十七卷 第四號

論說

合衆國豫算決算制度の改正

堀江歸一

一

從來誤まれる三權分立主義の下に、極端なる程度まで、豫算編成權を立法部に託して、多年を經た北米合衆國に於て、千九百二十一年の豫算幷に會計法を以つて、殆ど一の舊慣と見做された制度を一新したと云ふことは、聊か唐突であるやうに見へたかも知れないが、如何なる改革にした所で、成るの日に成るのではなく、其以前から多くの曲折あり、論爭あつて、漸く事の外部に現はれるに至つたことを認めな

ければならぬ。北米合衆國の豫算幷に會計法が各官廳分立主義、行政立法兩部の分擔主義殊に立法部偏重主義から、中央統一主義、行政部單獨編成主義に移つたにしても、決して其れは一朝夕に行はれた次第でなく、前主義の弊害が種々の方面に暴露し、之を排除し、救治する運動が起つて、多年に亙り、漸く改革の業を全うするを得たのである。私は合衆國歳計制度の改革、新制度の一斑を記述すると共に、一方に此改革を必要とするに至つた諸般の事情を攻究して、歳計論研鑽の一資料に充てたいと考へる。

合衆國歳計制度に於て、從來最も大なる缺點を以つて目された所は、豫算編成上に於て、統一幷に聯絡の缺けて居り、隨つて財政策の律され可き完全なる財政計畫の存せざる點であつた。即ち大藏卿に依つて、議會に提出される經費要求書の如き、互に獨立した官廳、部局、委員會に依つて、編成せられ、而して是等の團體は各自の要求する所を要求書に現出せしめようと努力して已まない一方に、大統領なり、他の行政上の權力者なりに經費を統一配合して、行政部に責任を持たしめる行政上の權能は毫も認められず、經費に對する種々の要求は結局不消化なる儘の狀態を以つて、議會に提出され、經費配當法の基礎に充てられたのである。斯くて立法部に提出された後に於ても、豫算議定の上に於ける不統一は依然として豫算案に付き纏う。一院には數多の委員會があるが、是等の委員會は其間に於ては勿論、他の一院に於ける同種委員會との間に於ても、何等の連絡を有せず、互に獨立して居り、又行政部に對しても何等の關係を持たず、隨時經費配當法案に修正を加へる、斯くて此案は提出の直後と幾週間かを經た後とを比較すれば、殆ど完膚なきまでに、修正を蒙ること、稀れなりとしない。而して豫算が成立し、其條章に從つて、經費が支辨されるや、會計の檢査は實に六名の獨立した檢査官に依つて、檢査される。國庫檢査官なる職を有する人はあるが、必ずしも檢査官の所爲を監督するのではなく、單に問題に爲つた諸點を評論するに止まる。斯の如くして豫算案の編成にも、豫算の監督にも何等統一の見る可きものを存しなかつたのである。

斯る豫算制度の下に於て、豫算に所謂バランスの存しなかつたことは、敢て怪むに足らない。換言すれば第一、國家の一部局と他の部局との間に、其れ〳〵必要とする程度に應じて、經費を配當し、以つて國家全體の職務を進捗せしめることが不

可能であると共に、第二經費と收入との間に、均衡を保たしめることも亦困難であつた。殊に缺點の最も著しきは、財政の全體に對して、責任を負う可き人の存しなかつた一事であつて、責任は行政部の各方面に分散して居るが、或る定まつた部局に於て、經費要求に、就て、大藏省なり、大統領なりに對して、責任を負う次第でなく、代議元老兩院に於ける諸種の委員會も亦中央組織に對して、何等の責任を荷はない。隨つて財政計畫や、豫算編成上に、或る缺陷が暴露されゝば、行政部、立法部、立法部中の代議元老兩院、兩院に於ける委員會は互に他に責任を轉嫁せしめることに忙はしくして、自ら之に當らんとしないのである。

然るに國家財政は各種の政務を通じて、國民の利害休戚に最も重大なる關係を持つ所のものであつて、從來民主政治が諸國に發展した事例に徵しても、其財政監督權に關係する所の少なからざりしことは、世人の明に認める事實である。然らば一方に純然たる民主政治の行はれつゝあることを誇りとする北米合衆國に於て、財政上に上記の如き過誤があると云ふが如き、許す可からざる所としなければならぬ。合衆國の立法部に於て、豫算案に包括される各種の經費を審査し、決議する委員會の數は二十以上の多きに及ぶが、是等の委員會は動もすれば行政部の一部局が要求するよりも、多くの經費を其部局に許容しようとする傾向がある、此事たる、行政部の經費支辨に依つて、利益を受ける地位に居る地方の議員が議會に於て委員會を督厲する結果であつて、斯くて年々議會の提議に依つて、經費の增加を來すことの頻々たるを見るのである。經費は唯、一の行政部に依つて、提案されるのみであつて、立法部は單に之に對する可否の決を示すに止まると云ふことは、英國憲法の精神であり、此精神が遵守されて、始めて豫算に於ける歲出入の調節をして其正しきに就かしめるを得る道理であるのに、合衆國に於ては、此精神が全然蹂躙されて居つたのである。

元來合衆國の憲法に於ても、財政に關する立法に於ては、元老代議兩院中、代議院が元老院よりも强大なる權能を持つ可きものであり、元老院は或る限られた範圍に於て、豫算案修正の權能を有するものと信ぜられて居り、從前は此事は一個の眞理として、承認されたが、今日に於ては、財政上に關する立法に關しても、元老院は代議院に比較して、同等以上の權限を發揮し、元老院自ら經費配當案に定められた各

種の經費に對して、增額を加へ、代議院が之に承認を與へない爲めに、兩院の協議會の開催された場合に、元老院が院議を固執し、代議院をして之に服從せしめるに至るのみならず、豫算案に關する議事に就ても、代議院に於ける討論は多數黨の計畫に依つて、制限され、必要とあれば、二三時間を以つて、討議を終結することすら行はれるのに、一度び同一の豫算案が元老院に送付されると、一二反對黨の元老院議員に依つて、其通過に無數の妨碍を蒙ることすら稀れなりとしないのである。殊に從來豫算案議定に於て、最も大なる非難を生じたのは、所謂 Log-rolling の弊であつて、此事が如何に合衆國の議會に於て著明であるかは、此術語に對して、辭書が「相互の扶助に依つて、議案法案等を成立せしめる義」と云ふ解釋を施して居ることに依つて、之を知るを得るであらう。此事たる、要するに議員が國家的見地よりも、地方的見地に基ひて、議會に臨むかを證明するものに外ならない。即ち彼等は常に其選擧區に於ける地方的利害に依つて、壓迫される、彼等が次の選擧に於て、再選されると否とは、彼等の一身上の努力に依つて、中央政府を通じて、選擧區に幾何の利益を與へるかに依つて定まるのであつて、此壓迫は結局種々の形態に於て、中央政府をして地方の利益を目標として、職務を擴張し、經費を膨脹せしめなければ已まない。此種の地方的勢力を背景とした希望は總ての黨派に超越し、各黨派の議員何れも之を念として已まない。斯くて行はれるものは、前記の Log-rolling であつて、一地方に利害を有する議案と、他地方に利害を有する議案とは其れ〴〵の提案者に依つて、相互的に贊成されて、其通過成立を安全ならしめる。而して此事たる、代議院に於て行はれるに止まらず、立法團體として狹小であり、又個人的努力の及ぶことの强い元老院に於て特に盛であることも、亦異とするに足らないのである。斯く豫算案の議定に特殊の方法の行はれる結果として、經費の消耗、冗費の現出、財政に對する監督の弛廢を生ずるのは、勢の免かれ難き所であつて、現に千九百十六年度の大藏卿年報中の一節に「既往二十年間に於て、議會が公共建築物に對して支出した經費は一億八千萬弗の多きに上つたが、其大部分は政府の事務なり、人民の便利なりから判斷して、斯る建物を必要としない小なる地方に費用を要する建物を建築する爲めに、投ぜられたのである。即ち是等建物を建築する當初の費用は既に公共資金の大なる消耗を表示するものであるが、弊害は此一事に止まらない、最も

大なる弊害は實に是等の建物の維持幷に運用から、國庫に永久の、又年々增加する負擔を課する事實に外ならない」と述べて居る。之と同樣の事情は經費の各方面に起るのであつて、斯くて財政全體を膨脹せしめて已まない、而して合衆國が斯る財政上の事態に堪へて、兎に角收支の均衡に大なる破綻を惹起さゞるを得たのは、要するに國内の富源極めて豐であり、國庫亦物產稅と海關稅とを通じて、收入を增殖するを得た偶然の結果に歸しなければならぬ。

二

合衆國に於ける會計檢査制度の不備なることは、曩に一言したが、是れ亦財政の全般を不良ならしめる一原因と爲つたのである。即ち大藏省檢査長官(Comptroller of the Treasury)の下に、六名の會計檢査員(Auditors)はあるが、彼等は何れも行政部に依つて、任命されるのであつて、何時と雖も、行政部の意嚮に依つて、其地位を奪はれる。然らば彼等は一個の政務官と同じく、政權を握る黨派の隆替に依つて、地位に異動を生ずる次第であり、其職務も亦單に大藏省に對して、決算の當否を報告するに止まる。會計檢査の要旨は英國の會計檢査長官(Comptroller and Auditor-General)の爲す如く、獨立の地位に居る人又は團體に依つて、決算を檢査し、且つ其當否を報告することに存しなければならぬ。合衆國に行はれるものゝ如くであれば、是れ會計檢査に非ずして、行政部の一員の爲す會計の批評と擇ぶ所あるを知らない。如何なる國に於ても、獨立機關に依る會計檢査の制度の備はつて居る爲めに、決算に規律と確實とを保たしめるのは、明白の事實である。即ち經費が其議定された適當の目的に向つて、支辨されたことを確め、國庫金を支辨するに就て、損失過誤の伴はざりしや否やを確むる爲めに、經費を支出した官廳の契約書を始め、一切の書類を査閲するが如き、會計檢査上に於て、最も重きを置く所であつて、然も是等の事たる、經費支辨の局に當る行政部に於て、自ら爲すを得ざる所に屬するのである。

斯の如く合衆國に於ては、會計檢査の制度の不備であつた上に、議會の決算審査に對する權限にも亦大なる缺陷を存した。即ち議會は一旦經費の議定された後に於ては、之に對して何等の監督權を持たない、大藏省の報告する決算に對しても、之を審査する機關を備へない、何れの國に於ても、苟も豫算制度の存する以上は、立法部は經費の支辨された後に、決算に就て審査を施す權能を持つのが當然である

のに、獨り合衆國に於て、此事の缺けたのは、大なる缺陷を以て目されるのである。

三

茲に於てか合衆國の豫算制度を改革する爲めに、從來種々の提案の試みられたことは、必ずしも異とするに足らない。其内の第一案は所謂立法部豫算（Legislative Budget）と稱せられ、代議院の一中央委員會をして豫算の編成に當らしめようとするものである。然しながら是れは千八百二年から千八百六十五年に至る間、財源調達委員會が專ら經費幷に收入に關する一切の計畫を立案編成した當時の成例に復歸するものであつて、一個の改革であり、又現時の制度に比較して、改良であり、立法部の責任を一個所に集中する效果あり、議員の豫算修正に關して提案する權利を廢止し、制限する一方に、元老院の適當なる協力を以つてしたならば、或は統一ある財政計畫を得る道であるかも知れないが、豫算制度の根本原則から云へば、大なる缺點の伴うことを免がれず、現制度に於ける多くの缺陷は新制度にも附隨する。即ち行政部は豫算の裁可されるまで、全然其れに參與することを拒否される一方に代議院の委員會が行政部の各部局に亘つて、持つ可き知識に缺けて居ることは、今日と同じく公共職務に對して、最も經濟的であり、又最も有能である施設を爲すに就て、大なる妨碍たらざるを得ないのである。蓋し如何なる國に於ても行政部に於ける各部局の財政的要求に就て、適確なる知識を有するものは、一の行政部あるのみである。隨つて北米合衆國に於ては、大統領が行政の首長として、又政黨の首領として、國民に向つて、自黨の政策に對して、責任を負う可き地位に居るのであつて、此地位に居ることは、行政部をして財政策の外廓を作らしめ、立法部に對して協賛を求める爲めに、豫算案を提出するに至らしめる所以と爲るのである。

合衆國の大統領は國民全體に選擧せられて、其地位に就く唯一の國家官吏であり、其國務を處理するや、國民に對して、責任を負はなければならぬ。大統領は自己の内閣員を任選し、内閣員は大統領の信任ある間を限つて、其職に留まるものであるとすれば、茲に始めて行政部に於て完全なる、又統一ある責任が認められる。次に大統領が政黨の首領であることに就ても、亦疑を容るゝを得ない。合衆國憲法の制定者は大統領を實際の政治運動から除外する考を持つて居つたかも知れないが、其後に於ける實際の發展は大統領をして政治に於ける最大の人物たらしめ、

政黨は其黨議を實行する目的を以つて、大統領を選擧するし、一方に大統領は自黨の議員に向つて、自黨が曩に國民に約定した立法を成立せしめることを求めるし、又代議元老兩院の委員會に對して、自己の要求に一致するまで、法律案の修正を求めることもある。或は大統領が財政上の立法に發言權を有することは、三權分立を主眼とした合衆國政治の根本に反するものであると云ふ理由を以つて、反對論の唱へられるのは、從來の例であつたが、大統領は現に立法事業に關係し、一方に司法部は法律の解釋幷に適用に依つて、立法事業に關係する以上は、三權分立論の如き、事實に於て破壞されたものであつて、國民的豫算制度の如き、其起る可き時に起つたものと云へる。即ち豫算制度の下に於て、大統領は次年度の財政計畫を編成し、制定す可きものであつて、之を爲すには、總て國庫金の收支に關係する立法に對して、支配を加へる地位に立たなければならぬ。固より議會の要する經費に就ては、之を大統領の支配外に立たしめなければならず、如何なる大統領にしても議會をして收入の不足に苦しましめるの道理を持たない筈であるが、尙ほ大統領は自己を選擧した一般國民に對し、又憲法の下に、國の財政に責任を持つ議會に對して、二重の責任を荷はなければならぬ。斯く責任の重大である以上は、大統領は他の助力を藉るに非ざれば、豫算編成の任を全うし得るものではない。即ち政黨の領袖幷に各行政官廳の首長たる內閣員と協議を重ねて、財政策に到達する次第であつて、此政策を基礎として、一年の豫算案が始めて編成される。即ち議會の召集される二三個月以前に於て、大統領は大藏卿を通じて、各官廳から經費要求書を提出させ、大藏省は是等に修正を加へ、其修正された金額を閣議に提出し、全體の經費に就て、協議を成立させ、其範圍內に於て、諸官廳に對する經費の配分を決するのである。固より大統領は豫算案の細目に對して、自ら注意を傾ける次第ではなく、自己の支配下に立つ特殊の行政機關を通じて、働くのであつて、其機關として殊に重きを爲すものは、大藏省であるから、大藏省の權限が以前に比較して、擴張されなければならないのは、當然である。即ち大藏省は(一)他の官廳に對して、行政機關の整理廢合を求める、(二)經費要求書に對して、監督を加へる、(三)經費要求額を査定し、削減し、時に要求に係る經費の項目を排除するが如き、當然の權限であつて、斯る權限が發揮されてこそ、大藏省は國家財政に對して、統轄的勢力を持つに至るのである。

右の如き趣意の下に、豫算案が編成され、而して其議會に提出された曉に於ては、議會に於て或る議員から經費の增加を惹起すが如き修正の提案されることは、決して許容され可き所でない。苟も行政部の責任をして完全のものたらしめる以上は、代議院は此點に就て、嚴重なる制限に服しなければならぬ。通例大統領所屬の政黨は議會に於て多數黨であり、而して豫算案にして其黨派の黨議に根據を置くものである以上は、多數黨が之に修正を加へようとするが如きことは、實際に行はれ可き所でないが、時に大統領の任期中、其所屬の黨派が選擧の下に勢力を失墜し、反對黨が多數黨と爲ることを生ずるかも知れないが、此場合に於ても多數黨が議會に於て、經費の增加を招くように、豫算案を修正することは、之を愼しまなければならぬ。隨つて豫算案に關する討議は反對黨に政府の政策を公然批判する機會を與へ、政府をして之に對して辯護の任に當らしめるの用を爲す可きものであつて、斯の如く爲るには行政各部の長官は盡く議會に出席し、且つ發言する權利を持たなければならぬ道理である。元老院亦代議院と同一の地位に立つ可く、從來其持つて居る豫算案修正權の如きは、廢棄することを以つて、當然とする。

四

右の如き改正が豫算制度の上に行はれたならば、一方に財政に關し、議會に對する行政部の責任の增加する他の一方に、豫算案編成の細目に對して議會の有する支配の喪失するに至ることを以つて、必然の結果とする。然しながら其爲めに議會をして財政に就て國民に荷う可き責任を閑却せしめるが如きは、事情の許す可からざる所であつて、隨つて行政部に豫算案編成の責任を持たせた豫算制度の下に於ては、議會をして決算を審査せしめる有效なる組織を設けしめなければならぬ。此の組織は會計檢査院の如き獨立の團體を置き、會計檢査に當らしめると同時に、議會に向つて、一切を報告せしめることゝしたならば、自ら其期する所に適つたと見られるであらう。即ち合衆國に於ては、從來元老代議兩院を通じて、決算に對して部分的審査を爲す幾多の委員會が存在して居るのであるから、是等を統一したならば、優に有力なる決算委員會を設けることは出來る。即ち此委員會をして決算審査に必要と認めた場合には、豫算施行に關係した官吏を査問する權能を有せしめ、決算と共に、一切の證據書類を議會に提出せしめることゝしたならば、茲

に始めて豫算の施行に對する監督が鞏固なる地位を占めること、爲るのである。

以上私は從來相當の歳月に亘つて、合衆國に於て、豫算制度改正の要目として、主張された所を述べたのであるが、之を概言すれば、左の數點に歸着する。

一、大統領から次年度の豫算案を編成し、之を議會に提出すること、其豫算案は次年度に政府に依つて行はれ可き事務を項目に隨ひ、排列したものである可きこと。

二、議會が豫算案を議定するに當つては、行政部の責任を重んずる趣旨に基き、經費の增加を惹起すが如き修正は之を爲さゞること、

三、經費の支辨は獨り行政部に於て、之に當ること、

四、行政部より獨立したる或る機關に於て、決算を審査し、右の機關は審査の結果を議會に報告し、議會をして之に對する承認を與へしむること、

右の趣意を實現することに就て、第一に努力したのは、大統領タフト氏であつて、千九百九年十二月豫算制度改善に關する委員會を組織し、孜々として此問題を攻究せしめたが、千九百十二年一月議會に送つた大統領敎書中に「亞米利加共和國は其行政部に行はるゝ無責任に依つて、大なる害を蒙つて居る。豫算の憲法上に於ける目的は政府をして輿論に適應せしめ、又其所爲に對して責任を負はしめることに存する。豫算は收入幷に經費に關する豫定見積書の性質を持ち、收入の徵收に關し、將た又職務の執行に關し、國民に對する政府の關係を包括するものでなければならぬ」と述べ、次ひで千九百十二年六月前記委員會の報告書が發表されたが、其報告に於て指摘した豫算制度の改善は直に取つて、實行されるに至らなかつた。ウヰルソン大統領の時代に於て、此事に盡力したのは、當時代議院に於ける經費配當委員會の委員長であつた、フキッジエラールド氏であつて、屢々之を議會に於ける問題とし、其演説中に屢々左の如き意見を述べたのである。

立法部の憲法上に於ける義務は經費を增加することに非ずして、之を節減することに在ると云つたグラッドストーンの原則を正しいものと認めれば、豫算に於ける總ての問題は直に解決されるのであつて、之を解決するには、豫算に對して責任ある行政部の監督を行ひ、一方に國民の代表者をして國庫に完全なる監督を保たしめることを必要とする。而して斯る結果を收めるには、第一には大

藏卿をして議會に提出される可き經費要求書を査定せしめ、第二には議會から金錢に對する要求を增加し、又國庫に負擔を課する立法を發案する權能を奪うことを必要とする。

吾人の爲す可き所は行政部に於ける經費要求の提案に關する責任を確定し、立法部をして經費の膨脹を抑制する責任の如何に重大であるかを知らしめる一事に外ならない。若しも元老代議兩院に於ける一個の議員は行政部の提案し、要求した經費の增額を主張したり、又は行政部の希望しない經費の支辨を要求したりするを得ないとしたならば、今日よりも遙に良好なる結果を收めるに至ることは、之を斷言するに躊躇せざる所である。

右の如き經過と議論とを經て、制定された合衆國の豫算制度は即ち、千九百二十一年豫算幷に會計法」なるものであつて、豫算の編成と會計の檢査とに就て、根本的改革を施した。左に要項を掲げて、説明する。

第一、豫算案の提出。

豫算案は毎年議會の通常會期の第一日（十二月第一月曜日）に於て、大統領より議會に提出する。此豫算案には行政部の經費要求書のみならず、立法部幷に合衆國高等法院の經費要求書も含まれて居るが、大統領が責任を以つて編成するのは、前の一者のみであつて、後の二者に就ては、大統領は何等の査定を加へない、

第二、豫算案に掲げらるゝ事項。

一、次年度に於ける政府の經費支出見積額幷に新支出要求額

二、現行法規の下に、幷に豫算案に豫定された新規計畫の下に生ずる次年度中の歳入見積額、

三、最近に終了した年度中の歳入歳出の現計額、

四、當年度中に於ける歳出歳入見積額、

五、當年度中に支出し得べき歳出許可濟額の當年十一月一日現在額、

六、最近に終了した年度の年度末に於ける國庫の狀況、當年度の年度末に於ける國庫狀況に關する見込幷に豫算に計上された財政計畫が議會を通過したものと云ふ假定の下に、計算された次年度末に於ける國庫狀況見込の對照。

七、右の外、財政の實況を出來得る限り、詳細に理解せしめるに必要なりと、大統

領の考へた資料、

第三、追加豫算案の提出、

追加豫算案の提出は從來合衆國に於て、甚だしく濫用され、當該年度に於ける當初の經費配當額は其後に提出される追加豫算の爲めに、結局如何なる金額に上るか、測り知る可からざる有樣であつたので、此弊を制する爲め、新制度に於ては、追加豫算は、(一)豫算案提出後に制定された法律の結果、新に經費を要する場合、(二)公益上必要なる場合に限られることゝ爲つた。

第四、豫算局の組織

大統領は豫算案編成の局に當るのであるが、實際大統領を助けて、編成の業を全うせしめるものは、豫算局であつて、大藏省内に之を特設され、而して此局は行政各部の經費見積を自由に査定し、更に進んで行政上の組織を研究し、其改正意見を大統領に提出し、大統領を經て、議會に提出することも出來れば議會に於ける委員會の求めに應じて、必要なる報告を提出することも出來る。

第五、各官省の豫算經費要求書提出、

豫算局の豫算編成に對する材料として、各官省は豫定經費要求書を作成し、之を豫算局に送付する、

第六、會計檢査院の組織職務

會計檢査院は院長次長各一名を置き、兩者の地位に對しては、司法官に於ると同樣の保障あり、就任後十五年間は心身の衰弱、犯罪其他元老代議兩院に於て、正當の理由ありと認めて、決議したる場合の外は、退職を強られず、他の職員は會計檢査院長自ら任選するものとする。

會計檢査院の職務は國庫金の收支に關する一切の事項を審査するものとし、大統領の請求あるときは、檢査に關する報告書を作成して、大統領に進達し、尙ほ毎年議會に報告書を提出する。而して檢査の結果、違法の支出又は契約を發見したときは、特別に議會に報告する。又是等の審査を行う爲め、各官廳に對して、當該官廳の組織、職務權限、會計事務執行方法等に關する報告を徵するを得るのである。

以上列記したものが合衆國に於ける豫算、決算幷に會計檢査制度の要點であつ

て、其實行以來年處を經ることの淺い爲め、實際の效果如何は之を判斷するを得ないが、之に據れば多年來豫算編成の中央統一、行政部に於ける編成權の獨占、議會に於ける豫算議定權と經費との關係の如き、世間に於て問題の焦點と爲つて居つた所は略ぼ實際に解決され、而して此解決を爲すに就て、多く範を英國に取つたことは、掩う可からざる事實に屬する。文明諸國中、三權分立の思想を根柢として、他の諸國に對し、大なる相違の存する豫算決算制度の行はれて居つた合衆國に於て、集中統一を旨とする新制度の行はれるに至つたのは、經濟財政の制度に於ける集中的運動の此方面に適用された一の例を以つて見る可きものであると考へられる。

本論は先年合衆國に於て組織された「政治研究機關(Institute for Government Research)」の出版に係るウヰローピー、コリンス氏等の合衆國歳計制度に關する著書に多くの材料を求めて、執筆したことを付記して置く

鐵道經營の獨占的傾向に就て

增井幸雄

一

鐵道の最大部分が國有となつて居る所の現時の本邦に於ては、少數の電車を除くの外は、之に對して競爭を挑み得るが如き地點に私有鐵道の存するもの少なくして、鐵道相互間に於ける競爭の積極的に行はれるといふが如きことは殆んど之を見ることが出來ない。從て、鐵道の經營は獨占的たらしむべきか、將た又、競爭的たらしむべきかといふ問題は、本邦に於ては實際問題としては既に解決せられたものであつて時事的の興味を有しない。けれども、之を一個の理論として見るときは、國有にせよ、私有にせよ、又は單獨的にせよ妥協によるにせよ、兎に角鐵道運送なるものは獨占的の――即ち競爭なき――狀態の下に於て經營せらるゝを至當とするや否やといふ見地からして、現狀を是認又は否認するの論據としては役に